



## タワラモトタクシー制度及び関連する制度の アップデートについて

田原本町では、日常生活の移動に制約のある方を対象に、平成30年からタクシー初乗り料金を助成するタクシー利用券を交付しているところです。この度、関連する制度（福祉タクシー・運転免許自主返納支援）とともに、交付対象・交付枚数・補助金額を最適化し、真に移動支援が必要な人がより使いやすく、加えて持続可能な仕組みへ令和8年度からアップデートします。

アップデートの概要 ※詳細については、別紙のとおり

### ■タワラモトタクシー利用料金助成事業

交付対象：「70歳以上」は、2年に1歳ずつ段階的に「75歳以上」まで引き上げ。

「身体障害者手帳（1・2級）又は療育手帳（A1・A2）を有する方」に対する支援は、福祉タクシー制度に統合。

交付枚数：24枚又は12枚であったものを36枚に変更。

補助金額：750円（初乗り料金）であったものを500円に変更。

### ■福祉タクシー事業（田原本町重度心身障害者・児福祉タクシー事業）

交付枚数：24枚であったものを36枚に変更。

### ■田原本町高齢者運転免許自主返納支援事業

補助内容：タクシー初乗り運賃助成券12枚を、デマンド交通 **tawamo** の乗車券36枚に変更。

### 【この件に関するお問い合わせ先】

#### ・タワラモトタクシー利用料金助成事業

町長公室企画財政課

TEL 0744-34-2083

#### ・福祉タクシー事業（田原本町重度心身障害者・児福祉タクシー事業）

住民福祉部健康福祉課

TEL 0744-34-2090

#### ・田原本町高齢者運転免許自主返納支援事業

住民福祉部長寿介護課

TEL 0744-34-2103

# タワラモトタクシー制度及び関連する制度のアップデートについて

## アップデート前（令和7年度）

### ●タワラモトタクシー利用料金助成事業

交付対象	交付枚数	補助金額
70歳以上の方	24枚	750円 (初乗り料金)
出産予定があり 母子健康手帳の交付を受けた方	24枚	
就学前の児童	24枚	
自主的な移動が困難であることを 証する書面を有する方	12枚	
身体障害者手帳（1・2級）又は 療育手帳（A1・A2）を有する方	12枚	

### ●福祉タクシー事業(重度心身障害者・児福祉タクシー事業)

交付対象	交付枚数	補助金額
身体障害者手帳（1・2級）又は 療育手帳（A1・A2）又は 精神障害者保健福祉手帳（1級） を有する方	24枚	750円 (初乗り料金)

### ●田原本町高齢者運転免許自主返納支援事業

交付対象	補助内容
65歳以上の町民 かつ 平成28年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書等の交付を受けている方	1人1回限り、タクシー初乗り運賃助成券 12枚

## アップデート後（令和8年度）

交付対象	交付枚数	補助金額
<b>71歳以上の方（※）</b>	<b>36枚</b>	<b>500円</b>
出産予定があり 母子健康手帳の交付を受けた方		
就学前の児童		
自主的な移動が困難であることを 証する書面を有する方		

**（※）2年に1歳ずつ段階的に75歳まで引き上げます。  
令和10年度72歳以上、令和12年度73歳以上、  
令和14年度74歳以上、令和16年度75歳以上**

交付対象	交付枚数	補助金額
身体障害者手帳（1・2級）又は 療育手帳（A1・A2）又は 精神障害者保健福祉手帳（1級） を有する方	<b>36枚</b>	750円 (初乗り料金)

**（※）デマンド交通乗車券は、過去にタクシー初乗り運賃助成券（12枚）の交付を受けた場合、対象外となります。**